

東京地方裁判所令和4年（行ウ）第302号・同第446号

神田警察通り整備工事代金請求義務付け等請求事件

原告 〇〇〇〇 外9名

参加原告 〇〇〇〇

被告 千代田区長 外1名

準備書面（5）

令和5年11月14日

東京地方裁判所民事第2部 Bd係 御中

原告ら及び参加原告訴訟代理人弁護士

大 城



同

福 田 隆 行



同

熊 澤 美 帆



同

久 道 瑛 未



本書面において、原告らは、令和5年9月22日付け被告準備書面(3)に対し、以下のとおり反論する。

第1 「第1 原告ら準備書面（3）に対する反論」について

1 最判平成20年判決及び同平成25最判について

(1) 被告の主張について

ア 本訴訟の争点について

被告は、「本件は、本件工事契約を前提として、これに基づく本件前払金の支出及び本件残代金に係る支出命令の違法性が問われている事案というべきである」（被告準備書面（3）4頁～5頁）と主張する。しかし、被告の上記主張は、原告らが「本件では、先行する契約は存在せず、本件契約そのものの違法性が問題となっている。したがって、被告の主張は失当である」（原告ら準備書面（3）2頁）と主張する点を意図的に看過するものである。なお、被告は、被告の示した争点について原告ら準備書面（3）で「争わない」との記載があることから被告主張を正当化しようとするが（被告準備書面（3）5頁2～7行目）、原告らは被告の示したものが争点に「含まれることは争わない」としており、続けて「ただし、被告らの本件訴訟の争点に関する整理は、請求の趣旨が認められるか否かとほぼ同義であり、争点の整理としては不足である」（原告ら準備書面（3）2頁）としている。その上で、原告らは上述のとおり「本件では、先行する契約は存在せず、本件契約そのものの違法性が問題となっている」と明示している。

このように被告が本訴訟の争点を曲解しようとしていることは、訴訟手続における信義誠実の原則に反するものであると指摘せざるを得ない。

イ 平成20年最高裁判決及び平成25年最高裁判決の解釈について

被告は、本件前払金の支出及び本件残代金に係る支出命令が違法となるのは、（i）本件工事契約が私法上無効であるか、（ii）無効と評価できない場合は、地方公共団体が、「当該契約の取消権又は解除権を有しているときや」、「当該契約が著しく合理性を欠きそのためその締結に予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が

存し、かつ」、客観的にみて当該公共団体が「当該契約を解消することができる特殊な事情があるときに限られると主張しているのであって、本件工事契約が私法上無効である場合に限られるとは主張していないという（被告準備書面（3）3頁）。

しかし、被告の主張が上記のとおりであるならば、被告準備書面（1）24頁・被告答弁書第7の2・24頁ないし25頁において、被告は、「同契約が私法上無効とされない限り、同契約の履行として前払金や残預金を支出することが違法となるものではない」、「同契約の私法上の効力が否定されないかぎり、同契約の履行として前払金を支出すること及び残余金を支出することが違法となる余地はない」と明確に述べている部分が誤りであると考えられるため、撤回すべきである。

（2）被告準備書面（3）における被告の主張に対する原告の反論

ア 最高裁判決に関する被告の解釈に誤りがあること

被告準備書面（3）における本件前払金の支出及び本件残代金に係る支出命令が違法となる場合の解釈は、平成20年最高裁判決及び平成25年最高裁判決の解釈を誤るものである。

平成20年最高裁判決は、先行契約が存在する場合の契約締結行為に関する判断であり、先行契約が存在しない本件とは法的構図が異なる。

平成25年最高裁判決は、「支出命令」を対象とする判断であり、財務会計行為としての契約締結行為が問題となった事案ではない。この点で平成25年最高裁判決も本件とは法的構図が異なる。平成25年最高裁判決は「支出負担行為と支出命令は公金を支出するために行われる一連の行為ではあるが互いに独立した財務会計上の行為」として

おり、財務会計行為として「支出命令」の違法性が問題となった事案であることを前提として判断しているのである。

被告は、平成25年最高裁判決の射程に関して「先行する支出負担行為に基づく支出に係る行為が問題とされている点において、同判決と本件の事案とで、その法的構図に何ら異なるところはない以上、同判決の射程は当然に本件にも及ぶと解するのが相当である」(被告準備書面(3)5頁)と主張するが、本件ではそもそも支出負担行為としての契約締結の違法性が問題となっているのだから、被告の主張は誤りである。

さらに、被告主張のように支出負担行為と支出命令を区別せずに平成20年最高裁判決及び平成25年最高裁判決を解釈すれば、地方公共団体が支出負担行為である契約締結さえ行えば、支出負担行為の違法性が問題となるのは、私法上無効な場合や当該契約が著しく合理性を欠いているような特殊な事情がある場合に実質的に限定されてしまい、住民監査請求及び住民訴訟によつての制度の意義が大きく失われることになる。したがって、平成20年最高裁判決及び平成25年最高裁判決に関する被告の解釈は誤りである。

イ 原告の反論が妥当すること

被告準備書面(3)における被告の主張に対しても、甲40の1(以下、「本意見書」という。)に基づく原告らの反論は妥当する。

原告らの反論の中心部分は、住民訴訟の趣旨(地自法第242条及び第242条の2)から、「違法な行為」により地方公共団体が現に損害を蒙ったかどうかによって、その違法性を判断しなければならないというものである(甲40の1(意見書)・2頁)。すなわち、「違法な行為」によって地方公共団体が損害を蒙っていれば、その「違法な行

為」の前提となる契約が私法上無効であるとき、または、地方公共団体が、「当該契約の取消権又は解除権を有しているときや」、「当該契約が著しく合理性を欠きそのためその締結に予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存し、かつ」、客観的にみて当該公共団体が「当該契約を解消することができる特殊な事情がある」ときでなくても、本件前払金の支出及び本件残代金に係る支出命令が違法となると主張している。

本件でいう「違法な行為」とは、本件工事契約の締結であり（本意見書4頁）、本件工事契約の締結が、上記（i）（ii）の場合に当てはまる必要はない。

被告は、本件訴訟（第1事件）における請求の趣旨の記載をもって、「本件は、本件工事契約を前提として、これに基づく本件前払金の支出及び本件残余金に係る支出命令の違法性が問われている事案」と述べ（被告準備書面（3）・4から5頁）、平成25年最高裁判決及び平成20年最高裁判決の射程が及ぶと主張する。

しかし、繰り返し指摘するとおり、本件では「先行する契約」は存在しないのであるから、平成20年最高裁判決における「先行する委託契約」に基づく「売買契約の違法性」の争点のように、二段階の契約における後者の契約の違法性を問題にしたものではない。さらに、平成25年最高裁判決のように、支出命令の財務会計行為の違法性を問題にしたものでもない。よって、被告の主張は失当である。

2 区議会における3つの虚偽答弁について

(1) 既存の街路樹を伐採しないと道路整備できないとの答弁（須貝課長の答弁）

ア 本件工事区間でパーキング・メーターの全廃が可能であること

被告は、「パーキング・メーターを全廃できない本件工事区間において、歩道の拡幅等を行うためには本件街路樹を伐採する必要」があると主張する（被告準備書面（２）２４～２５頁、被告準備書面（３）２０頁）。この被告の主張は、「このⅡ期に関しては、Ⅰ期のようなパーキングをなくすという形ができませんので」（甲Ｃ４７ 資料１令和３年９月２１日の企画総務委員会議事録の発言番号２７３（以下、資料１の議事録の発言番号は「議事録発言」という。）とする須貝課長の答弁内容とも同じである。

被告の主張は、本件工事の実施にあたっては、「パーキング・メーターを全廃できないため、既存の街路樹の伐採が不可欠であること」が前提となっている。

しかし、「パーキング・メーターを全廃できない」という前提が誤っている。本件工事区間のパーキング・メーターを全廃することは可能である。したがって、被告の主張は「パーキング・メーターを全廃できない」という前提を欠くもので、本件工事区間で、既存の街路樹の伐採が不可欠とはいえないのだから、被告の主張は誤りであり、「今ある街路樹がその位置にあると整備できない」とする須貝答弁は虚偽である。

この点、被告は、「かかるパーキング・メーター除却及び新設につき、原告らが摘示するような法的な不備は存しない」（被告準備書面（３）８頁）と主張するが、そもそも、原告らは法的な不備の有無を問題にしているわけではない。原告準備書面（３）で主張しているとおおり「パーキング・メーターを全廃できない」との被告の主張に何ら法的根拠がないことを指摘しているのである（原告準備書面（３）６頁）。

また、令和５年１０月２日期日において、被告は、「本件工事に伴うパーキング・メーターの除却は終了している。」と述べており（第６回

口頭弁論調書)、本件工事区間において現時点でパーキング・メーターを全廃されている事実が明らかになった。この事実としても本件工事区間において「パーキング・メーターを全廃できない」ことが虚偽であることは明白である。本件工事区間においてパーキング・メーターを全廃することは、物理的にも法的にも可能なのである。

さらに、被告は、「本件通りの整備工事に伴うパーキング・メーターの除却・新設等については、その権限を有する東京都公安委員会が了承したものである」(被告準備書面(3)9頁)と主張する。令和5年10月2日期日において、原告訴訟代理人が「東京都公安委員会が了承したことを示す証拠は提出されていない」旨を指摘したことに対して、かかる記載は、「本件工事に先立ち、千代田区が、パーキング・メーターの設置及び管理の権限を有する東京都公安委員会の窓口である警視庁から了承を得ていることから東京都公安委員会の了承をも得ているという趣旨である。」(第6回口頭弁論調書)と被告訴訟代理人が述べ、東京都公安委員会が了承した事実はないことが明らかになった。さらに、被告は「本件工事自体が未了である現状においては、未だ、パーキング・メーターを新設することに伴う道路占有に係る協議(道路法35条)は実施されていない」(被告準備書面(3)10頁)ことも明らかになった。

被告は、道路交通法110条の2第3項の規定による意見聴取につき、被告は、「本件通りは、本件工事…を実施する以前から、時間制限区間に指定され、交通規制が行われていたのであり…、これらの工事によって、本件通りの従前の時間制限区間の指定に変動が生じるものではない。それゆえ、本件工事…に当たり、別途、道路交通法110条の2第3項の規定による意見聴取が必要となるものではない。」と主張する。原告らとしては同項の要件該当性を問題とするものではなく、

そもそも東京都公安委員会が関与し、協議した事実が無いことを問題としている。

イ 神田警察署は当初からオブザーバー参加していたこと

平成23年9月14日の神田警察通り沿道整備協議会発足の当初から神田警察署はオブザーバーとして参加していた（甲C47 資料3第1回協議会議事録1頁）。そして、同協議会のメンバーが検討を重ねて、平成25年3月に「神田警察通り沿道賑わいガイドライン」が策定された（甲B2、甲B3（甲B2の改訂版））。同ガイドラインには「駐車レーンは原則廃止する」（同5頁）、「駐車や荷捌きには、原則として周辺のパーキング・メーターやコインパーキング等を活用する」（同6頁）と書かれた。駐車レーンやパーキング・メーターの廃止に関しては警察の所管であるから、当初からオブザーバーとして参加していた神田警察署がパーキング・メーターの全廃は困難と考えていれば、同ガイドラインで「駐車レーンは原則廃止する」と書かれることはなかったはずである。

この点について、前千代田区議会議員で本件議決の行われた企画総務委員会の委員（副委員長）であった大串博康氏（以下、「大串委員」という。）は「なぜ、今になって駐車帯（駐車レーン）及びパーキングメーターの設置が必要であるとなったのでしょうか。いつの段階で、何を理由として必要になったのかがわかりません。」（甲C47 4頁）との認識を明らかにしている。さらに、大串委員は「警察との間でどのような協議がなされ、どのような理由により駐車帯が必要となったのかがわかる資料の公開は今もなされていません。」（甲C47 4頁）としているように議会にも資料が公開されていない。

なお、本訴訟においても、被告は、原告らからの求釈明について、「千代田区においてパーキング・メーターの全廃が困難であるとされ

た根拠、及び本件協議会での議論を経て、既存のパーキング・メーターにつきその利用実態に即して整備するという方向性が定まった経緯等については、証拠を引用の上、既に具体的に述べたとおりである」（被告準備書面（3）10頁）などと述べて、なんら具体的な主張を行っていない。

現時点で本件工事区間のパーキング・メーターが全廃されている事実から明らかなように、「パーキング・メーターを全廃できない」との被告主張及び須貝答弁は虚偽であり、実際には本件工事区間でパーキング・メーターを全廃することは可能であり、本件街路樹を伐採しなくとも道路整備は可能である。したがって、パーキング・メーターを全廃できないことを前提として、「今ある街路樹がその位置にあると整備できない」等と本件街路樹を伐採しなければ道路整備できないとする須貝答弁は虚偽である。

（2）10か年にわたって議論し、共通理解が図られているとの答弁

ア 街路樹の保存か伐採かという点について「10か年」にわたって議論がなされたと誤解させる答弁であること

令和3年9月21日の企画総務委員会において、印出井部長は、「やはり樹木に対して、様々な思い、ご意見を持たれる方、多くいるんだろうなと思うんですけれども、検討に当たりましては、幅広く地域の事情に通じる方々にご参画を頂きながら、10か年にわたって議論をしてきたところでございます。」（甲C47 資料1 議事録発言261）とも述べており、印出井部長の発言が、街路樹の保存か伐採かという点を主眼としていることは明らかである。しかし、被告は、被告準備書面（1）17頁において、「街路樹の保存か伐採かについて議論を行った期間のことではなく、本件通り沿道の道路整備等について議論を

行った期間を述べたものである」と主張しているから、この点が虚偽であることは明らかである。

イ 近隣住民の合意がないにもかかわらず（協議会での共通理解にすぎないのに）、全会一致であると誤解させる答弁であること

令和3年9月21日の企画総務委員会においては、イチョウを伐採しての道路整備について沿道住民の合意がとれているのか否かが最大の焦点であった。同委員会において、印出井部長も「……沿道の関係者の理解を得る。そのため沿道整備協議会を設置する、と。合意形成を図る手法として沿道整備協議会を設置するというところでございます。そして、下のほうの図のほうで、沿道整備協議会の構成として、やはり沿道、地先の個々の多様な皆様のご議論というようなことだけではなく、それも基本としながら、沿道まちづくりに関する、多角的、多面的、総合的なご意見を頂戴するというところでございます。そういった委員会の意見を通じる中で、沿道の皆さんの理解を図っていききたいというふうに思っています。」(甲C47 資料1 議事録発言303)と述べている。

すなわち、協議会はあくまでも「沿道の皆さんの理解」を図るための手段に過ぎないのであって、問題とすべきは近隣住民すなわち沿道関係者の理解、合意である。印出井部長は、そのことを十分に認識しながらあえて「全会一致」という表現を用いたのであり、かかる答弁が虚偽であることは明らかである。

この点について、被告は、「大方、全会一致と言っているほどの共通理解を得られている」との答弁に付き、「印出井部長の答弁の趣旨は、千代田区議会委員に対し正確に伝えられているものである」と主張す

る（被告準備書面（3）11頁）。

しかし、かかる答弁がなされた令和3年9月21日の企画総務委員会に出席していた大串委員は、「令和3年9月21日の企画総務委員会での議案審査においては、イチョウを伐採しての道路整備について沿道住民の合意がとれているのかが最大の焦点でした。」「しかし、それは沿道協議会のメンバーのみでの議論の積みあげであったということが審議を通してわかりました。」「協議会が住民の合意形成の場となっていないためいくら長い間、議論したといっても沿道住民の合意は勿論、沿道住民は知ることさえできなかったのです。」（甲C47 大串委員意見書）と述べている。

ウ 協議会での議論は、住民との合意形成の手段として不十分であること

大串委員意見書にも記載のとおり、神田警察通り沿道整備推進協議会は、区の基準である「千代田区附属機関等の設置及び運営並びに会議等の公開に関する基準」の第13条で定める会議録等の公開に違反し、長年にわたり、議事録を公開してこなかった。令和4年3月に沿道住民が初めて参加しての第19回協議会の議事録がようやく公開され、第1回からの議事録公開はさらにその後であった。

すなわち、印出井部長が話す「10か年にわたって」の期間、協議会の議事録は住民に公開されることなく、秘密裏に行われきた。

確かに協議会を構成する委員は各町会の会長であるものの、協議会で検討された内容をそれぞれの町会や団体に持ち帰りまたその結果をもって次回協議会に臨むという広く住民の合意を形成するという仕組みにはなっていない。

したがって、協議会での議論は、住民との合意形成の手段として十分

であるとは言えないものである。

エ 小括

よって、10か年にわたって議論し、共通理解が図られているとの答弁は、議決の可否を判断する重要な要素について、幾重にもわたって虚偽が重ねられたものであり、議論の前提となる事実に関する説明が住民に正確に理解される内容ともなっていないのであって（原告準備書面（3）10～11頁参照）、本件議決は無効である。

（3）対立にならないような形で進めていきたい旨の答弁

ア かかる答弁がなければ、採決は賛成多数とはなっていなかったこと

令和3年9月21日開催の企画総務委員会において、委員会質疑の最後（採決に入る前）に、嶋崎委員長から執行機関に対して、「ちょっとこの先の判断に行く前に、私のほうからちょっと執行機関に対して物を申したいんですけれども」「今日はよーく、いろんなご意見が出たんだから、それは一方の意見だけじゃないんだよ。当然、早くやってくれ、大丈夫だよ、任せておけと言う人だっているわけだから。両論あるんだから、そこはバランスよくやるのが、私、執行機関の仕事だと思うよ。そこら辺は皆さんにちゃんと約束してくださいよ、委員の皆さんに。」（甲C47 資料1 議事録発言361）との発言があった。

この発言に対して、印出井部長は「これまで進めてきた合意形成の手法にとどまらず、それを核としながら、どうやって幅広く多様な意見を聞いていくか。具体的には東郷公園の整備等もあったんだろうなというふうに思います。そういった事例も踏まえながら我々としては、今後も広く意見を聞き、それをフィードバックしながら、対話の下で道路整備、公園整備、まちづくりを進めていくように努めてまいりた

い」(同議事録発言362)、「今後、今、今回のご審議でいただいた参画手法の見直しと併せて、やはり沿道整備まちづくりのガイドラインから道路整備、それから周辺でもまちづくりの機運が盛り上がっているところがございますので、そういったところも含めて、将来像をご提示できるように、いわゆる道路、土木部隊と都市づくり部隊が連携しながら、こういった形でお見せできるかは検討していきたい」(同議事録発言364)と答弁した。

委員長発言とそれを受けての印出井部長の答弁から、大串委員は、当時のことについて、「今後は広く沿道住民と対話のもとまちづくりガイドラインも含めた道路整備を進めてくれることと理解し、また信じました。おそらく私だけではなく全委員がそう信じたことと思います。」と語っている(甲C47 大串委員意見書)。また、大串委員は、当該委員会の場においても、「賛成するとすればですね。条件がある。……この契約をしたら、もうそれで決まりですよというんではなくて、何とかこのイチョウの、そのⅡ期工事区間のイチョウを残しながら……自転車道を造る整備をできないものか。僕は諦めていない」(同議事録発言374)と述べ、対話が継続されることを前提に、採決に賛成した。

採決結果は、賛成5名、反対3名であったため、仮に大串委員が反対していれば、賛成4名、反対4名の同数となり、委員長採決に委ねられる事態になっていた。

正しい答弁と説明がなされ、住民の合意がとれていないこと、今後に対話による変更はないこと等がわかれば、少なくとも大串委員の反対により、賛成多数とはならなかったのである。

また、所管委員会で賛否が拮抗するような場合には、委員会で審査が完了していないとして、その場では採決せずに委員会で「継続審査」

とすることができる。本件でも、行政が今後是对話の下で進めていくことを約束しなければ、「継続審査」として当日に採決とはならなかった可能性も高い。

所管委員会での結論は、本会議の審議でも尊重されることが原則であり、当然本会議の審議にも大きな影響が存在する。かかる議会運営の慣習からみても、執行機関が議案審議で正しい説明や虚偽の答弁を行ったことは極めて重大な問題である。

イ 答弁後の対応は、「対立にならないような形で進める」とはかけ離れたものであること

「対立にならないような形で進めていきたい」という答弁をしたことは事実であるが、被告がかかる答弁を「虚偽ではない」とする根拠は不明である。

話し合いの場を一度もった、その後は話し合いの機会を持っていないという本件において、今後なんら話し合いの場をもたなくとも、現在どのような答弁や行動を行っても、過去の答弁は虚偽とはならないという主張なのか、明らかにしていただきたい。

「今後も広く意見を聞き、それをフィードバックしながら、対話の下で道路整備、公園整備、まちづくりを進めていく」という答弁で想定されていた「対話」は、具体的にどのようなものなのか、被告の主張からは全く不明である。原告としては、上記のとおり、パーキング・メーターは全廃できない、10か年にわたって議論し、共通理解が図られている、などの虚偽の答弁が重ねられたものであり、嘘を前提に強引に伐採するのではなく行政としてすべき手続を踏むべきであると考えている。すなわち、正しい情報を住民に説明したうえで、大串委員が企画総務委員会の場で指摘したような「Ⅱ期工事区間のイチョウ

を残しながら……自転車道を造る整備をできないものか。」等、を検討し、その検討結果を住民にフィードバックしながら、まちづくりを進めていくべきなのである。

それにもかかわらず、被告の対応は、一度話し合いの場を持てばそれで十分であると言わんばかりの対応であり、さらには、令和5年9月の千代田区本会議では、原告らも含めて、工事遅延の責任を問うという答弁まで出されている事態である。

これでは、到底「対立にならないような形で進める」という答弁に沿った対応がなされているとは言えないのであって、当該答弁は虚偽と言わざるを得ない。

3 第2事件の訴え(請求の趣旨第3項)も、住民訴訟の対象となること

被告は、「被告課長が本件工事につき一時中止する旨の通知を行わないという不作為は、財務会計行為には当たらず、第2事件の訴えは、住民訴訟の対象とはなりえない行為を対象とするものであり不適法である」と主張する(被告準備書面(3)13～14頁)。

しかし、これは、被告が締結した工事請負契約につき、契約の相手方である訴外大林道路株式会社に対して、契約当事者として契約の履行を求めるのか否かという契約処理の問題であるから、財務会計行為にあたる。

第2 「第2 原告ら準備書面(4)に対する反論」について

1 特定区道の歩道の有効幅員について

(1) 経過規定を定めることが議会で約束されていたこと

「道路構造等に関する基準を定める条例」を審査した委員会(甲C48平成25年3月8日の企画総務委員会)においては、小山部長

から「都心であっても、この歩道空間というのは非常に今重要な空間ですので、(発言する者あり) はい、そういうものは確保していこうということは基本的にあります。そういう意味で、今までの国の基準、あるいは都の基準もそういう形になっているので、今回は原則としてという言い方ではなくて、今までどおり、2メートル以上は最大限確保していきましょうと。さらに、道路の状況によっては歩道を広げる努力をしてまいりますというふうに担当課長のほうがご説明させていただいています」(甲C48 議事録発言151)、

「国のほうは、原則という言い方はないようなんですが、東京都のほうで原則という今回条文をつくっておりますので、それに合わせた形で同じ書き方をさせていただいたという事実はございます。…歩道の有効幅員というのを、これはバリアフリー基準のほうで書いてございます。こちらのほうでは、よりバリアフリーの特定道路についてはそういう書き方ではなくて、やむを得ない場合という言い方になって、若干、先ほどの説明とそごがちょっとございましたけれども、今回は、基本的にはバリアフリーの、いろいろと都心も含めて基準をつくっている、東京都の基準に合わせて、そういう表現をさせていただいているという形でございます。」(同議事録発言156)との答弁があり、戸張委員長から「参酌しているということで、間違いないということですね」(同議事録発言157)と確認したうえで、採決に入り全員賛成で可決している。

すなわち、経過措置若しくはやむを得ない場合の規定を設けることを前提として、議決されている。それにもかかわらず、議会の議論を無視して、経過措置ややむを得ない場合という例外規定を設けなかったこと自体が問題である。

(2) 条例において経過措置を定めなかったことを根拠に、「特別区道の歩道の有効幅員を2メートル以上にすべきとの千代田区の判断に何ら不合理な点はない」と主張することは許されないこと

「千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例施行規則」の第27条(1)に関連して、令和4年8月1日の企画総務委員会(甲C49)において、岩田委員から「今、区の裁量というようなお話が出ましたが、以前、課長は、今のイチョウを切らずに道路整備をすることはできないとおっしゃったんですけど、それはできないんじゃないかと、区の裁量でやらないというのが正しいんですか。」(甲C49 議事録発言64)、「だから、本当はできるけども区の裁量でやらないと決めたのか、法律的に無理なのかというところをはっきり答えていただきたいんです。」(同議事録発言68)に対して、印出井部長は、「先ほど私が、裁量というのは、特別な措置を取る場合においては、経過措置を取る。で、その前提として、確認しながらご答弁申し上げますが、千代田区には経過措置の規定がございません。ですので、仮に経過措置的な対応をすれば、特別な理由があり、必要やむを得ない場合と。そういったときがどういう場合なのかということについて、区のほうで判断できる裁量があるというようなことでございます。」(同議事録発言69)と答弁している。

また、令和4年7月11日の企画総務委員会(甲C50)においては、須貝課長が「経過措置の規定があっても、道路の附属物である街路樹の存在が「やむを得ない場合」には該当しないものと認識してございます。」(甲C50 議事録発言13)と答弁している。

しかし、上記のとおり、条例制定時の議会での議論を踏まえれば、当然、経過措置の規定を定めるべきであったにもかかわらず、被告は経過措置を定めていないことに問題があり、経過規定があっても「区

のほうで判断できる裁量がある」とする答弁は矛盾である。印出井部長の上記答弁（甲C49 議事録発言69）は、経過措置の規定がない場合でも「特別な理由があり、必要やむを得ない場合」には「経過措置的な対応」ができるとも理解できる。そうだとすれば、どのような場合が「やむを得ない場合」に当たるかは裁量判断になるとしても街路樹は道路付属物から対象にならないと断定的に決めることではなく、本件街路樹の保存が「やむを得ない場合」に当たるかどうか議会での審議が可能である。しかし、問題は、上記印出井部長の答弁が本件採決後の委員会で行われていることである。本件採決前は、経過措置（あるいは経過措置的な対応）については全く言及せずに一律2メートル以上の幅員確保のために本件街路樹の伐採が不可欠としていたことは不合理である。

さらに、千代田区議会事務局（甲C51 「歩道のバリアフリーについての調査（H30.8.23小枝議員から依頼））によれば、「①歩道の幅は1.5m以上か2m以上のどちらにするべきなのか。」という点につき、「歩道の有効幅員は、原則2m以上とし、歩行者が安心して通行できる歩行空間を連続して確保する。しかし、沿道の利用状況や道路の交通量等により、2m以上を確保できない場合は、少なくとも1.5mを確保する。」とのことである。「何でも2mを確保できないから1.5mというのは困る」との記載もあるが、「道路の状況にもよるので、絶対にしなければならないとも言えない」と記載されている。

すなわち、沿道の利用状況や道路の交通量等、道路の状況に応じて有効幅員を決めるべきであるにもかかわらず、経過措置を設けずに、一律に2メートル以上として、本件街路樹の伐採が不可欠であるとする千代田区の判断は、不合理である。

2 本件アンケートについて

被告は、「本件アンケート結果から、歩道の拡幅等を目的とする本件工事の実施を望む区民が多数を占めることは明らかとなった一方で、パーキング・メーターを全廃できない本件工事区間において、歩道の拡幅等を行うためには本件街路樹を伐採する必要がある中で、千代田区が本件街路樹を更新する旨判断したことは、何ら不合理ではない」と主張する（被告準備書面（3）20頁）。

しかし、上述のとおり、そもそも「パーキング・メーターを全廃できない」との前提が誤っている。

また、原告準備書面（4）14頁以下においても主張したとおり、被告は、本件アンケートの結果を適切に理解してない。令和3年9月21日開催の企画総務委員会（甲C47 資料1 議事録）においても、木村委員から、「警察通りのアンケートですよ。神田警察通りの街路樹についてどう考えるか。」「問8と問9を総合的に見ると、「今のままでいい」という方が圧倒的に多いんですよ。243人で。で、「新たな樹種」という方が153人。つまり、「植え替えを含め課題解決を」という320人の方のうち、一定数は「今のままでいい」と。ただ、根上がりだとかそういう課題は解決してほしいという方が少なからず含まれていると、そういうことを示しているんですよ。」「となると、これは、新たな樹種に植え替えありきで最初から結論が決まっていて、委員会のほうから沿道のアンケートを取れと言われたものだからアンケートを取ったけれども、もうその前に、もう新たな樹種に植え替えるというのは既定の事実だったんじゃないですか。」（甲C47 資料1 議事録発言304）との質問がなされている。これに対して、須貝課長からは「我々はこの322名が、その、植え替えた場合の同じ樹種がいいか、あるいは新たな樹種がいいかと、そういうところで認識して

ございます。」（同議事録発言 3 1 1）と答弁している。

しかし、原告準備書面（４） 1 7 頁～1 8 頁でも指摘しているとおおり、自由記載欄を含めて本件アンケートの記載を読めば、問 8 で「植替えを含め課題解決してほしい」という 3 2 2 名のなかには、「もったいないのでこのままで」等、「植え替える」ことを前提としていない回答も含まれている。

このように議論がなされているにもかかわらず、被告は本件アンケートによって明らかになっている住民らの意思を反映することなく、本件街路樹の伐採を決めたのである。

3 藤井教授の意見について

この点については、追って主張を補充する予定である。

以上